住宅用火災警報器の購入費を助成します

消防法改正により、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、すべての住宅において、平成23年5月31日までに設置することとなっています。

市では、全世帯完全設置をめざし、各世帯に住宅用火災警報器の購入費2,000円(助成券)を助成します。 この事業は、住宅用火災警報器の設置率の向上を図り、火災の早期発見により被害を軽減し、住宅火災 の撲滅を図ることを目的としています。

対 **象** 平成21年6月1日現在、①住民基本台帳に記載されている世帯主②外国人登録原票に登録 されている世帯主(不法滞在、短期滞在は除く)

配 布 数 1世帯につき1枚の助成券(2,000円分)

助成券を

郵送

配布方法 6月30日(火)までに対象世帯主に、「三原市住宅用火災警報器購入助成券」を郵送します。 助成方法 市内の登録店で住宅用火災警報器を購入する際に、助成券と引き換えに2,000円を差し引きます。 ※登録店は、広報みはら7月号、市ホームページ、新聞折り込み、町内会の回覧文書などでお知らせします。 ※すでに住宅用火災警報器を設置している場合は2,000円以上の消火器、または避難用ライトの購入に使用できます。

購入期間 7月1日(水)~10月31日(土)

三原市

- ●住宅用火災警報器 購入助成券2,000 円(はがき)を郵送 (6月30日まで)
- ●広報みはら7月号で 住宅用火災警報器 購入助成券の取扱 登録店をお知らせ

市民

- ●住宅用火災警報器購入助成券の受け取り (6月30日まで)
- ●助成券で住宅用火災 警報器などを購入 (7月1日~10月31日)

助成券で 購入



住宅用火災 警報器購入 助成券の 取扱登録店

●住宅用火災警報器 などを助成券分差 し引き販売

(7月1日~10月31日)

悪質な訪問販売に 注意してください

登録店は、それぞれの店舗、または事業所内 で販売しています。



住宅用火災警報器の設置場所

- ■各寝室に設置してください。
- 2 階に寝室がある場合は、階段室の天井にも設置してください。
- ■設置位置は、天井または壁面です。詳細は取扱説明書に記載してあります。



問い合わせ先 消防本部予防課(☎0848@5927M0848@5911)

